


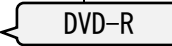
行政文書の開示手数料

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手数料		
	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	片面10円
文書、図画若しくは写真の用紙への複製又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙	カラー	片面50円
		実費相当額	
マイクロフィルムの用紙への出力	1枚につき10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額	
	ページ数がない電磁的記録	記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額	
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		
電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	ページ数がある電磁的記録	1ページにつき10円	
	ページ数がない電磁的記録	1ファイルにつき210円	
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の電子情報処理組織の使用による交付	1ページにつき10円		

- (備考) 1 マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。
 2 この表において「電子情報処理組織」とは、実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種類別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円 
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円 
その他の記録媒体	実費相当額

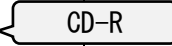
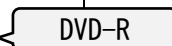
保有個人情報の開示手数料

1 写しの作成に要する手数料

写しの作成の方法	手数料		
	日本産業規格A列3番までの大きさの用紙	白黒	片面10円
文書、図画若しくは写真の用紙への複製又は電磁的記録の用紙への出力	日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙	カラー	片面50円
		実費相当額	
マイクロフィルムの用紙への出力	1枚につき10円		
電磁的記録の記録媒体への複製	ページ数がある電磁的記録	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額	
	ページ数がない電磁的記録	記録媒体の費用に1ファイルごとに210円を加えた額	
文書、図画又は写真をスキャナにより読み取って作成した電磁的記録の記録媒体への複製	記録媒体の費用に1ページごとに10円を加えた額		

- (備考) マイクロフィルムの写しを作成する場合は、日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いるものとする。

2 記録媒体の費用

記録媒体の種類別	金額
日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき70円 
日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生が可能な光ディスク	1枚につき100円 
その他の記録媒体	実費相当額